年　　月　　日

国立大学法人東京大学

選考担当者　　　　　　　殿

氏名

学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする

過去の刑事罰、行政処分及び懲戒処分にかかる申告書

（本申告書について）

令和5年9月29日付け5文科高第958号「セクシュアルハラスメントを含む性暴力等の防止に向けた取組の更なる推進について」のとおり、文部科学省高等教育局長から各国立大学法人の長等宛の通知において、セクハラ・性暴力等の防止に向け、各大学において、学内規則の見直しや行為者への厳正な対処等の取組を一層推進するよう求められています。

　その取り組みの一つとして、過去にセクハラ・性暴力等を行ったことを原因として懲戒処分等を受けた者が、その事実を秘匿して再び教員として採用されることは、新たな被害を生むことにつながりかねないことから、教員採用段階において、学生へのセクハラ・性暴力等を原因とする懲戒処分歴等を確認するよう依頼されています。

本学においても、学術の教育・研究の場である大学にふさわしい環境づくりを目指して、文科省通知の趣旨を鑑み、本申告書（同申告において「有」の場合は、その原因となった具体的な事由に関する別紙を含む。）をご提出いただきます。

なお、採用内定又は採用後に下記申告内容に重大な虚偽記載が発覚した場合には、内定取消しや懲戒解雇となることがあります。

選考においては、本申告を受けて十分に適切な採用判断を行うこととしており、申告の内容が直ちに選考に影響するものではありません。また、申告内容は選考以外の目的には使用せず、使用後は、個人情報の保護に関する法律及び関連法令に基づいて厳重に管理します。

（申告内容）

上記内容を確認のうえ、学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする過去の刑事罰、行政処分及び懲戒処分について、下記のとおり申告します。

* 有

その原因となった具体的な事由を別紙のとおり申告します。

* 無

記載内容について事実に相違なく、採用内定又は採用後に上記申告内容に重大な虚偽記載が発覚した場合、内定取消しや懲戒解雇等になることがあることを理解いたしました。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　署名（電子署名でも可）